

議案第17号 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 改正趣旨

厚生労働省令で定められている「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「省基準」という。）」が改正されることから、当該改正に合わせて、本条例を改正するもの

2 主な改正内容

(1) 安全計画の策定等の追加

これまで省基準及び放課後児童クラブ運営指針にて定められていた安全確保に係る安全計画の策定等に関する規定を追加

(2) 送迎用バス等自動車の運行に伴う利用者の所在確認に関する規定の追加

送迎用バス等自動車を運行する放課後児童クラブ事業者に対し、乗降時に点呼その他の方法により利用者の所在を確認する旨の規定を追加

(3) 業務継続計画の策定等の追加

感染症や非常災害の発生時において、継続的な事業の実施及び早期の業務再開を図るための計画の策定等に関する規定を追加

3 施行年月日

令和5年4月1日

4 根拠条文

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

担当

こども・健康部保育課保育支援係

電話463-6720